

審 議 事 項

東京都中央卸売市場条例の改正について

- 1 「委託手数料の弾力化について」 1
- 2 「中央卸売市場からの暴力団排除について」 6

《参考資料》

- 1 東京都中央卸売市場条例及び同施行規則改正案（新旧対照表）
《委託手数料の弾力化について》 1 2
- 2 東京都中央卸売市場条例及び同施行規則改正案（新旧対照表）
《中央卸売市場からの暴力団排除について》 1 6

委託手数料の弾力化について

1 条例改正の理由

「卸売市場法の一部を改正する法律」が平成16年6月9日に公布され、卸売委託手数料については、卸売業者が提供する機能・サービスに応じて手数料率を設定することも可能となった。具体的にどのような制度にするかは、5年の経過措置期間中に開設者が国の示した例をもとに定めることとされたため、都は平成21年4月までに新制度を構築し、中央卸売市場条例の改正等、所要の改正手続きを行う必要がある。

2 条例改正の概要

規制緩和により卸売市場の活性化を図るとともに、卸売業者の健全な経営を確保し、新制度の安定的な運用を図ることにより、市場機能を強化する。

(1) 卸売業者の事前届出制による手数料率の設定

卸売業者が機能・サービス等取引実態に応じて自らの判断で、委託手数料率を設定し、知事に届け出る制度とすることにより、卸売業者の創意工夫を可能とし、市場の活性化を図る。

68条（委託手数料以外の報酬の收受の禁止）

卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第82条の規定により知事に届け出た委託手数料以外の報酬を受けてはならない。

69条2項（受託契約約款）

一から八まで 現行どおり

九 委託手数料に関する事項【追加】

82 条（委託手数料の率）

卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料（卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額とする。）の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 委託手数料の率の対象その他必要な事項は規則で定める。

規則 63 条（委託手数料の率の届出書等）

条例第 8 2 条第 1 項に規定する届出は、別記第 4 5 号様式の 3 による委託手数料率届出書及び次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 法第 2 8 条に定める直近の事業報告書

二 当該手数料率の適用開始時期以後 3 年間の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前各号のほか、知事の指定する書類

2 前項の届出後、率を変更しないときは新たな届出の手続きを必要としない。

（ 2 ）卸売業者の健全な経営を確保するための方策

新制度のもとで、卸売業者の健全な経営を確保するため、卸売業者と都の双方が経営状況を確認しながら手数料率を設定できるようにするとともに、万一、手数料率設定の影響によって経営が悪化した場合に開設者が是正できる仕組みを設ける。

事前調査

手数料率の届出に際し、事前に料率設定の根拠等を調査することで、適切な料率設定を図る趣旨から、都は卸売業者に対して 3 年間の事業計画等の提出を求める。

都は提出された事業計画と決算書類等及び卸売業者の説明から、卸売業者の財務の健全性を調査し、その妥当性を確認する。

82 条 4 項（委託手数料の率）【追加】

知事は、規則に定めるところにより前項の届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営へ与える影響その他必要な事項について

説明を求めることができる。

規則 63 条の 4 (届出事項の説明等) 【追加】

条例第 8 2 条第 4 項に定める卸売業者からの説明の聴取方法、時期等については別に定める。

委託手数料届出事項調査委員会の設置

料率を変更する場合は、卸売業者の経営に対する影響が大きいため、卸売業者が提出する事前説明資料について、専門的な見地からの検討を行う趣旨から、料率を変更する場合は(変更命令時を含む) 専門家による委託手数料届出事項調査委員会で調査する。

開設者による料率の改善措置命令権を規定

届出後に、都が卸売業者に料率の改善措置を命ずることができることとする。

102 条 2 項 (改善措置命令) 【追加】

知事は、委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引がそこなわれること又は卸売業者の財務の健全性がそこなわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率その他の事項に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(3) 新制度を安定的に運用するための方策

円滑に新制度へ移行し、出荷者が安心して卸売市場へ生鮮食料品等を販売委託できる仕組みを整備する。

料率の設定について取扱品目別とする

料率の細分化等による混乱等を防止するため、現行の取扱品目(生鮮水産物、野菜、果実、肉類、花き等)別手数料とする。

規則 63 条の 2 (委託手数料率の対象) 【追加】

条例第 8 2 条第 2 項に規定する規則で定める委託手数料の率の対象は、次の取扱品目別とする。《改正前の取扱品目区分と同じ》

取扱品目
生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品
野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）
果実及びその加工品
つけ物
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品
肉類（鳥肉を除く。）
肉類の加工品
規則で定めるその他の食料品（右欄に掲げるものを除く。）
花き

- 2 削除《畜産物の価格安定に関する法律により、独立行政法人農畜産業振興機構が売り渡す指定食肉の委託手数料率を 100 分の 2 と定めた規定》

料率届出にかかる再変更制限期間の設置

新たな料率を届け出る場合、卸売業者及び開設者双方が既存の料率に基づく直近の決算状況を分析した上で新料率について判断する趣旨から、料率の届出にあたっては、最低 2 年間は再変更できないものとする。

82 条 3 項 (委託手数料の率) 【追加】

卸売業者が知事に届け出た委託手数料の率は、規則の定める期間原則固定するものとする。

規則 63 条の 3 (委託手数料の率の固定期間) 【追加】

条例第 8 2 条第 3 項に規定する規則で定める期間は 2 年とする。

- 2 条例第 1 0 2 条第 2 項に定める改善措置命令を受けた場合の期間は、委託手数料の率の変更をおこなった日から 2 年とする。

制度発足時の特例

規則附則 2 条 (経過措置) 【追加】

第 6 3 条の 3 の規定にかかわらず、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する委託手数料の率に係る期間は 3 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、築地市場の卸売業者に係る期間は5年とする。

ただし、築地市場の同一部類の卸売業者が一致して当該期間を5年とする必要がない旨の申出があったときは期間を3年とする。

周知の徹底

各卸売業者が異なる手数料率を設定することが可能になるため、全ての出荷者に料率が事前にわかるよう、卸売業者が事前に卸売場・事務所等に掲示して周知するほか、都はホームページに卸売業者各社の料率を掲載し周知の徹底を図る。

82条5項(委託手数料の率)【追加】

卸売業者は、第1項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 今後のスケジュール

(1) 平成20年6月(二定)中央卸売市場条例改正

(2) 平成21年4月 届出制の実施

中央卸売市場からの暴力団排除について

1 趣旨

近年、暴力団等の反社会勢力は様々な経済活動を通じて資金獲得をますます巧妙化させており、企業に与える被害が問題視されている。そのため、国は、平成19年6月19日付けで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を取りまとめ、暴力団等との関係遮断のための取組みを推進することとした。

中央卸売市場においては数多くの市場関係業者が活動しており、今後、暴力団等による被害の発生を防止するとともに、暴力団等の影響を排除し、適正な市場秩序の維持と運営を確保していく必要がある。

2 措置内容

(1) 暴力団を排除するための規定の整備（条例改正）

暴力団の排除を図るため、中央卸売市場条例の改正等、必要な規定の整備を行う。

(2) 東京都中央卸売市場暴力団対策委員会（仮称）の設置

中央卸売市場における暴力団への対策を適切に推進するため、都に暴力団対策委員会（仮称）を設け、暴力団に関する調査、審議、欠格事由の認定等を行う。

(3) 各場における暴力団等対策協議会（仮称）の設置

暴力団等による被害防止と暴力団排除活動を推進するため、各場に暴力団等対策協議会（仮称）を設け、開設者と市場関係業者が連携し、情報交換・相互協力等を行う。

3 条例改正の概要

欠格事由の追加

- ア 仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可・承認条項に新たな欠格事由を追加する。
- イ その他の施設使用者（卸売業者、組合等）の施設使用指定の許可条項に新たな欠格事由を追加する。

24条4項（仲卸業務の許可）

知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一から七まで 現行どおり

八 申請者又は申請者が法人であってその業務を執行する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下、これらをあわせて「暴力団員等」という。）であるとき。【追加】

九 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。【追加】

十 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。【追加】

28条（仲卸業務の許可の取消し）

知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

一 第24条第4項第一号、第二号、第六号から第十号のいずれかに該当することとなったとき。

二 現行どおり

三 第24条第3項に基づいて提出した許可申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、虚偽の事実があったとき。

【追加】

34条4項（売買参加者の承認）

知事は、第1項の承認の申請が次の各号に掲げる基準のすべてに適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一から三まで 現行どおり

四 申請者又は申請者が法人であってその業務を執行する役員が、暴力団員等でないこと。【追加】

五 申請者が暴力団員等とその業務に従事させていない又はその業務の補助者として使用していないこと。【追加】

六 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないこと。【追加】

36条（売買参加者の承認の取消し）

知事は、売買参加者が第34条第4項第一号若しくは第三号から第六号に規定する者に該当しないこととなったとき、卸売の相手方として必要な資力若しくは信用を有しなくなったとき又は第34条第3項に基づいて提出した承認申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、虚偽の事実があったときは、その承認を取り消すものとする。

38条4項（流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可）

知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一から四まで 現行どおり

五 申請者又は申請者が法人であってその業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。【追加】

六 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。【追加】

七 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。【追加】

42条（業務の許可の取消し）

知事は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

一 第38条第4項第一号、第二号、第五号、第六号又は第七号に該当することとなったとき。

二 現行どおり

三 第38条第3項に基づいて提出した許可申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、虚偽の事実があったとき。

【追加】

88条3項（市場施設の使用指定等） 【追加】

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは市場施設の使用指定、許可をしてはならない。

一 申請者又は申請者が法人であってその業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。

二 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ又はその業務の補助者と

して使用しているとき。

- 三 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

92 条（指定又は許可の取消しその他の規制）

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

一から二まで 現行どおり

- 三 第 88 条第 3 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

【追加】

- 四 規則第 68 条の規定に基づいて提出した使用指定申請書又は使用許可申請書に規則で定めるところにより添付される誓約書のうちに、虚偽に事実があったとき。【追加】

101 条の 2（指導及び助言） 【追加】

知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 知事は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対して、市場施設の使用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

その他の措置

- ア 仲卸業者、売買参加者、関連事業者が許可（承認）申請時に提出する誓約書に欠格事項に該当していない旨の条項を追加する。
- イ 施設使用者（ア以外）に対しても、欠格条項に該当していない旨の誓約書の提出を義務付ける。
- ウ 警視総監に対する意見聴取及び警視総監からの意見提出にかかる条項を規定し、暴力団員等の照会等、警察と連携を図る。

規則 12 条 2 項（仲卸業務の許可申請書及び添付書類）

前項の仲卸業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合

アからカまで 現行どおり

キ 申請者が条例第 24 条第 4 項二号、第三号、第六号及び第八号から第十号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

- 二 申請者が法人である場合

アからクまで 現行どおり

ケ 業務を執行する役員が条例第24条第4項第二号、第三号、第六号及び第八号から第十号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

規則 22 条 2 項（売買参加者の承認申請書及び添付書類）

前項の売買参加者承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合

アからカまで 現行どおり

キ 申請者が条例第34条第4項第一号及び第三号から第六号に掲げる者に該当していることを誓約する書面

二 申請者が法人である場合

アからケまで 現行どおり

コ 法人の代表者が条例第34条第4項第一号及び第三号から第六号に掲げる者に該当していることを誓約する書面

規則 25 条 2 項（流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可申請書及び添付書類）

前項の流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合

アからキまで 現行どおり

ク 申請者が条例第38条第4項第二号、第三号及び第五号から第七号に該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人である場合

アからケまで 現行どおり

コ 業務を執行する役員が、条例第38条第4項第二号、第三号及び第五号から第七号に該当しないことを誓約する書面

規則 68 条（市場施設使用指定申請書等）

条例第88条第1項の規定による指定を受けようとする者は、別記第50号様式による市場施設使用指定申請書によって申請しなければならない。なお、卸売業者については、条例第88条第3項に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

2 条例第88条第2項の規定による許可を受けようとする者は、別記第51号様式又は第51号様式の2による市場施設使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合

アからキまで 現行どおり

ク 条例第 88 条第 3 項に該当しないことを誓約する書面
【追加】

二 申請者が法人（これに準ずるものを含む。）である場合
アからクまで 現行どおり

ク 条例第 88 条第 3 項に該当しないことを誓約する書面
【追加】

122 条（許可等に関する意見聴取） 【追加】

知事は、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可、承認をしようとするとき、市場施設の使用指定、許可をしようとするとき又は現に東京都中央卸売市場において許可、承認を受けている法人、個人について、知事が特に必要があると認めるときは、第 24 条 4 項第八号、第九号、第十号（第 29 条第 4 項、第 30 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）第 28 条 1 項第一号、第三号、第 34 条第 4 項第四号、第五号、第六号、第 34 条の 2 第 3 項、第 36 条、第 38 条第 4 項第五号、第六号、第七号、第 42 条第 1 項第一号、第三号、第 88 条第 3 項、第 92 条第三号、第四号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

122 条の 2（知事への意見） 【追加】

警視総監は、東京都中央卸売市場の仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可、承認を受けようとする法人、個人又は市場施設の使用指定、許可を受けようとする法人、個人（現に東京都中央卸売市場において仲卸業者、売買参加者、関連事業者の許可、承認を受けている法人、個人又は施設の使用指定、許可を受けている法人、個人を含む。）が、前条に該当する事由の有無について、知事に対し意見を述べることができる。

4 今後のスケジュール

（1）平成 20 年 6 月（二定） 中央卸売市場条例改正

（2）平成 20 年 7 月～ 新制度の実施